

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 李啓彰

本論文は、明治4(1871)年に締結された日清修好条規について、予備交渉、草案起草、二国間交渉、批准までの外交交渉の全過程を三章だてとし、日中双方の史料に周到に目配りしながら、日中双方の政治主体のその時々判断を明確にしつつ描いたものである。その際、維新以前まで遡り、幕府による対清通商要求交渉と、総理衙門の対応に検討を加え、清国の対日外交方針の基底にある一貫した特質をおさえたことで、日清修好条規を清国側から見た際、それを「聯日」路線と捉える昨今の研究動向への意味のある批判となった。

良質な研究史の蓄積のある分野にあつて、日中のみならず英米側の一次史料にあたることにより、先行研究の史料解釈上の問題点を正し、説得的な結論を導いたこと、例えば、条約締結交渉が頓挫しそうになった際、日本側はイギリス公使ウェードの助力を借りたとする先行研究を批判した点など高く評価できる。また、明治3(1870)年から明治5(1872)年にかけての日中関係を外的に規定していた要因として、中国にあつては天津教案と米朝関係の悪化、日本にあつては欧米列強との条約改正、が容易に想定されるが、実際の日清修好条規の交渉過程を、日中双方の意思決定を外から規定していた要因を本格的に勘案しつつ描いた研究はこれまでなかった。両国の政治主体の決定を規定し、政治主体が置かれていた環境を史料から精緻に再現したことで、本研究は当該期の日中二国間外交史研究の基本文献として研究史上に寄与するところ大であると思われる。

本論文は、日清修好条規の交渉過程を、さまざまな段階における草案から修正案まで仔細に検討した。考察の結果、同条規第二条の根拠として使われた米清条約第一条の英文バージョンと漢文バージョンの違いを日中双方の当事者が自覚的に利用し、日本側は中国との早期の条約締結という実をとり、中国側は朝鮮とアメリカの対立などの際、日本が少なくとも中立の地位に立ち「西洋人に失意を与える」ことを期待できるとの実をとったのではないかと、新しく豊かな解釈の可能性も示唆しえた。

外交交渉過程の史料を緻密に分析することに意を用いたあまり、外務省(対清外交担当者)は明治初年の日本政府内においていかなる位置にあつたのか、また、使節となった柳原前光や伊達宗城などの外交理念はいかなるものであつたのかなどの分析について、やや性急な面が見られるなど、残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいささかも減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士(文学)の学位を授与するにふさわしいものと判断する。